明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（報告暗号資産交換業者等による記録の作成及び保存）

第十六条の二十　報告暗号資産交換業者等は、法第十条の九第一項の規定による届出書の提出若しくは同条第二項の規定による異動届出書の提出を受けた場合、同条第四項の規定による要求をした場合又は同項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行つた場合には、次項各号に掲げる事項に関する記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

2　法第十条の十二第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出書等の提出に関する次に掲げる事項

イ　当該届出書等の提出を受けた年月日

ロ　当該届出書等に記載された事項（当該届出書等を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて前項の記録に添付する場合を除く。）

ハ　当該届出書等の提出が法第十条の九第四項の規定による異動届出書の提出の要求によるものである場合には、その旨

二　法第十条の九第四項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

イ　法第十条の九第四項の規定による異動届出書の提出の要求に関する次に掲げる事項

(1)　当該要求の基因となつた新情報（法第十条の九第四項に規定する新情報をいう。(1)において同じ。）を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細

(2)　当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容

(3)　当該要求を行つた法第十条の九第四項の届出書等を提出した者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(4)　報告暗号資産交換業者等が(3)の届出書等を提出した者に係る暗号資産等取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号

(5)　当該要求を行つた場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、その旨

ロ　法第十条の九第四項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項

(1)　当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容

(2)　当該特定を行つた暗号資産等取引に係る特定対象者（イ(3)の届出書等を提出した者を除く。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(3)　当該特定が行われた場合には、当該異動届出書の提出がなかつたときは、その旨

(4)　当該特定が行われなかつた場合には、その旨

三　報告事項を提供した年月日及びその報告事項

四　前条第四項第五号リの受入れに係る識別子又は当該識別子を特定するに足りる記号番号

五　前各号に掲げる事項のうち法第十条の十一の規定の適用に係るものがある場合には、次に掲げる事項

イ　当該事項につき法第十条の十一の規定の適用がないものとした場合における前各号に掲げる事項

ロ　当該事項に係る特定行為（法第十条の十一第一項の規定によりなかつたものとされた行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことをいう。ロにおいて同じ。）の内容及び当該特定行為が同条第一項又は第二項の主たる目的の一つとして行われたものであることについての事情の詳細

六　その他参考となるべき事項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第十六条の十五第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続に関する経過措置）

第二条　改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下「新規則」という。）第十六条の三第十一項（新規則第十六条の五の二第三項及び第十六条の六第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規則第十六条の三第十一項各号に掲げる場合に該当することとなる場合（同項第一号イ(1)に掲げる頻度にあつては、同項の報告金融機関等が施行日以後に同号イ(1)の事項に変更又は追加があることを知つた場合に該当することとなる場合に限る。）について適用し、施行日前に改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の三第十一項（同令第十六条の六第一項において準用する場合を含む。）に規定する特定をした日から二年を経過する日が到来した場合については、なお従前の例による。

（報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置）

第三条　新規則第十六条の十二第十項から第十三項までの規定は、施行日以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。）第十六条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「新法」という。）第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。次項において同じ。）との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて新法第十条の六第一項に規定する特定取引を行つた者が締結している同項の報告対象契約に係る報告事項（同項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。）の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において改正法第十六条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて旧法第十条の六第一項に規定する特定取引を行つた者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

2　報告金融機関等が施行日以後に新法第十条の六第一項の規定により報告事項（同項の規定により提供すべき期限が令和九年四月三十日及び令和十年四月三十日であるものに限る。）の提供をする場合における新規則第十六条の十二第十項及び第十一項の規定の適用については、同条第十項第一号中「場合　次に掲げる事項」とあるのは、「場合　次に掲げる事項（報告金融機関等が保有する令第六条の三第二十四項第四号に規定する特定取引データベースに当該報告対象契約に係る特定取引（令和七年十二月三十一日以前に行われたものに限る。）を行つた者に係るハ(2)に係る部分に限る。）又はヘに掲げる事項が記録されていない場合には、その記録されていない事項を除く。）」とする。